

議案第4号

武藏野市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 武藏野市長 松下玲子

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する 条例

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年12月武蔵野市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

| 改正前 | 改正後 | 説明 |
|---|---|----------------|
| <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 審査庁 武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第21条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。）及び<u>個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（武蔵野市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月武蔵野市条例第40号）第2条第1項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）をいう。</p> | <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 審査庁 武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第21条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。）、<u>個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（武蔵野市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月武蔵野市条例第40号）第2条第1項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）及び<u>武蔵</u></p> | 字句の改正 字句の追加 |

| | | |
|--|---|-------------------------|
| | <p><u>野市議会個人情報の保護に 関する条例（令和 年 月 武藏野市条例第 号。以下 「議会保護条例」とい う。）第44条第1項の規定 により審査会に諮問をした 議会をいう。</u></p> | |
| (2) (略) | (2) (略) | |
| (3) 保有個人情報 保護法第 78条第1項第4号に規定す る開示決定等、第94条第1 項に規定する訂正決定等又 は第102条第1項に規定す る利用停止決定等（次条第 3号においてこれらを「開 示決定等」という。）に係 る保有個人情報（保護法第 60条第1項に規定する保有 個人情報のうち同項に規定 する地方公共団体等行政文 書に係るもの）をい う。 | (3) 保有個人情報 保護法第 78条第1項第4号に規定す る開示決定等、第94条第1 項に規定する訂正決定等若 しくは第102条第1項に規定す る利用停止決定等（次 条第3号においてこれらを 「保護法開示決定等」とい う。）に係る保有個人情報 (保護法第60条第1項に規 定する保有個人情報のうち 同項に規定する地方公共團 体等行政文書に係るもの) をい う。）又は <u>議会保護条例</u> <u>第19条第5号アに規定する 開示決定等、第34条第1項 に規定する訂正決定等若し くは第41条第1項に規定す る利用停止決定等（次条第 4号においてこれらを「議 会保護条例開示決定等」と いいう。）に係る保有個人情 報（議会保護条例第2条第 4項に規定する保有個人情 報をいいう。）をい う。</u> | 字句の改正 字句の改正 字句の追加 |
| (所掌事項) 第4条 審査会は、次に掲げる | (所掌事項) 第4条 審査会は、次に掲げる | |

| | | |
|--|---|--------------------------|
| <p>事項について調査審議する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、 <u>開示決定等</u>又は保護法第76条第1項に規定する開示請求、第90条第1項に規定する訂正請求若しくは第98条第1項に規定する利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項</p> | <p>事項について調査審議する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、 <u>保護法開示決定等</u>又は保護法第76条第1項に規定する開示請求、第90条第1項に規定する訂正請求若しくは第98条第1項に規定する利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項</p> | <p>字句の改正</p> <p>号の追加</p> |
|--|---|--------------------------|

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

武藏野市議会個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、所要の改正をするものである。